

令和5年度事業報告（案）

補償コンサルタント業務に従事する者の資質の向上及び補償コンサルタント業務の進捗改善を図り、広く公共の福祉の増進に寄与することを目的として、令和5年度においては、補償業務管理士の資格に関する研修及び検定試験の実施など、以下の事業を実施しました。

また、東海旅客鉄道株式会社からリニア中央新幹線の用地取得等に伴う物件調査・補償金算定業務について、及び北海道旅客鉄道株式会社から北海道新幹線札幌駅付近工事に伴う補償調査業務について、それぞれ協力要請を受けたことから、物件調査業務等を行いました。

さらに、補償コンサルタント業務に従事する者の継続的な資質の維持・向上を図るため補償コンサルタントCPDの運用を実施しました。

なお、協会の経営改善については、「経営改善策の基本方針」に基づき具体的に実施しました。

1 補償コンサルタント業務に従事する者の資質向上を図るための指導及び研修会、講習会等の開催

(1) 補償業務管理士に関する研修、試験等の実施

イ 共通科目及び専門科目研修の実施

共通科目研修は令和5年5月に全国10地域において、専門科目研修は令和5年6月から7月までの間に東京において実施しました。

また、共通科目研修のカリキュラムの一部については、全支部で統一的な講義内容（本部作成のDVDによる）の研修を実施しました。

なお、令和5年度の専門科目研修については、物件部門についてオンデマンド方式のWeb研修を試行し、その結果を踏まえ今後の実施方法について検討しました。

令和5年度の共通科目及び専門科目研修の実施状況は、表-1及び表-2のとおりです。

表-1 共通科目の研修受講者数(支部別)

(単位:人)

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
17	109	144	38	70	51	68	40	86	5	628

表-2 専門科目の研修受講者数(支部別・部門別)

(単位:人)

支部	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	合計
北海道	0	2	6	2	1	10	3	2	26
東北	7	16	44	17	27	19	30	20	180
関東	11	24	51	30	20	30	36	16	218
北陸	5	5	15	5	3	18	5	12	68
中部	0	9	25	9	13	16	8	3	83
近畿	9	3	14	12	16	14	9	7	84
中国	0	2	14	2	7	16	7	5	53
四国	0	0	7	6	5	3	2	1	24
九州	1	13	26	16	23	15	25	11	130
沖縄	0	2	4	4	2	3	0	1	16
合計	33	76	206	103	117	144	125	78	882

ロ 検定試験等の実施

(イ) 筆記試験及び口述試験

①総合補償部門以外の部門

令和5年度検定試験における筆記試験は、令和5年10月22日に全国10地域において、口述試験は令和6年2月27日から3月1日まで大阪において、同月4日から8日まで東京において実施しました。

②総合補償部門

令和5年度検定試験における筆記試験は、令和5年10月22日、論文試験は令和6年1月31日に全国10地域において実施しました（口述試験は、令和6年4月17日に東京において、同月19日に大阪において実施）。

令和5年度検定試験における部門別の合格者数等は、表-3のとおりです。

(ロ) 免除申請の審査

①国家資格等の有資格者

測量士、不動産鑑定士等の有資格者で、共通科目に係る筆記及び口述試験に合格した者からの当該資格等に応じて予め免除することを定めている専門科目に係る研修及び筆記試験の免除申請について、審査をしました。

令和5年度における免除者数は、表-3のとおりです。

②補償業務管理士研修講師等の免除申請基準該当者

補償業務管理士研修及び検定試験免除申請基準に該当する者の免除申請について、審査を実施しました。

令和5年度検定試験における補償業務管理士研修及び検定試験免除基準の申請免除者数は、表-4のとおりです。

(ハ) 試験問題等の公表

補償業務管理士筆記試験の問題、正答及び合格点について、ホームページ等を通

じて公表しました。

表-3 部門別の検定試験合格者数及び免除者数(支部別・コース別・部門別)

(単位:人)

支部	コースⅠ及びコースⅢ										コースⅡ								
	検定試験合格者数(共・専)	検定試験合格者総数(共・専)	部門別合格者数								検定試験合格者数(共)	部門免除総数	部門別免除者数						
			土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償			土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連
北海道	15	15	0	1	1	2	1	6	3	1	5	18	6	3	3	1	1	2	2
東北	100	101	3	13	19	16	7	14	17	12	29	76	29	6	10	6	6	13	6
関東	134	138	7	25	24	26	10	14	22	10	34	160	45	17	23	14	15	29	17
北陸	48	50	2	4	4	8	2	16	7	7	6	19	8	1	3	1	1	4	1
中部	52	55	0	10	13	4	9	9	6	4	19	52	24	7	5	4	4	4	4
近畿	67	69	5	6	10	13	11	11	8	5	12	51	17	3	10	5	6	7	3
中国	30	33	2	2	6	2	2	11	6	2	20	60	23	4	11	4	4	10	4
四国	17	17	0	0	5	3	3	2	3	1	11	30	10	3	5	2	3	5	2
九州	92	94	2	11	11	13	17	16	17	7	22	70	33	6	9	3	8	8	3
沖縄	12	12	0	2	2	2	0	3	0	3	1	11	2	1	1	2	2	1	2
合計	567	584	21	74	95	89	62	102	89	52	159	547	197	51	80	42	50	83	44

- (注)1 「コースⅠ」とは、共通科目及び専門科目の研修及び検定試験を受けて資格を取得する場合をいいます。
 2 「コースⅡ」とは、既存の国家資格等を有するため、共通科目の研修及び検定試験を受け、専門科目についてあらかじめ定められている部門について、免除される場合をいいます。
 3 「コースⅡ」には、補償業務管理士研修及び検定試験免除申請基準に該当する者を含みます。
 4 「コースⅢ」とは、既に補償業務管理士である者が、未取得部門の資格を取得する場合をいいます。

表-4 補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準該当申請者数(支部別)

(単位:人)

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
2	3	4	1	2	2	2	2	4	1	23

ハ 補償業務管理士の登録等

(イ) 登録

補償業務管理士の新規及び更新の登録を実施しました。
 令和5年度の登録更新者数は、表-5のとおりです。

表-5 登録の更新者数(支部別)

(単位:人)

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
34	154	197	47	92	74	68	39	147	30	882

(ロ) 登録更新講習会の実施

補償業務管理士の登録の更新時に行う登録更新講習会は、令和5年9月27日から29日まで全国10地域において実施しました。

(2) 研修等の実施

補償コンサルタントの資質及び知識等の向上を図り、公共事業におけるより適正かつ公正な補償を確保するため、本部、支部及び都府県部会において、それぞれ研修を実施しました。

イ 本部

会員の資質及び知識の向上のため、また、支部及び都府県部会が実施する研修を支援するために、研修ツールとして物件部門中の「非木造建物の調査算定の実務」の作成を進めるとともに、平成31年4月から開始したeラーニングの運用を引き続き進めました。

本部主催のオンデマンド方式によるWeb研修を4回開催(受講者合計4,301名)しました。

ロ 支部及び都府県部会

各支部及び都府県部会においては、会員のニーズに応じて、独自に又は地区用地対策連絡協議会等と協力するなどにより、各種の研修等を実施しました。支部が実施した研修の件数及び参加者数は、表-6のとおりです。

(3) 補償コンサルタントCPDの継続運用

補償コンサルタント業務に従事する者の継続的な資質の維持・向上を図るため、平成28年度から引き続き補償コンサルタントCPDの運用を実施しました。

なお、補償コンサルタントCPDの積極的な活用が図られるよう補償コンサルタントCPDの周知に努めるとともに、システムの改良を実施しました。

(4) 専門学校の補償講座への講師の派遣等

補償講座が開設されている専門学校に、損失補償に携わる者としての優秀な人材の育成に資するため、業務経験が豊富な会員所属社員等を講師として派遣するとともに、補償講座で使用する「補償業務概説」を改訂しました。

補償講座の開設状況は、表-7のとおりです。

表一6 実施研修件数及び参加者数(支部別)

支部	実施研修件数	参加者数(人)
北海道	6	293
東北	8	589
関東	4	1,363
北陸	4	216
中部	3	722
近畿	4	378
中国	6	374
四国	12	916
九州	2	676
沖縄	2	166
合計	51	5,693

表一7 専門学校への補償講座開設状況

学校名	受講学科	受講者数(人)
仙台工科専門学校	環境土木工学科	32
東海工業専門学校	測量科・測量設計科	53
近畿測量専門学校	測量情報学科	25
福岡国土建設専門学校	都市環境設計科	32
九州測量専門学校	環境情報科	11
	国際工学科	8
合計		161

(5) 補償相談等の実施

補償理論、実務等に関する相談について、補償事例のデータ提供を含め、指導、助言を実施しました。令和5年度の電話、メール等による相談件数は、97件（本部23件、支部74件）となっています。

補償相談の部門別件数は、表－8のとおりです。

表－8 補償相談の部門別件数

土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	その他	合計
1	1	50	1	6	16	1	3	18	97

(6) 補償業務実施に関する公正の確保

会員の綱紀が保たれるよう広報誌を始め、協会の発行する各種図書に倫理綱領を掲載するなどにより、周知徹底を図りました。

また、独占禁止法の遵守について周知徹底を図るため、各支部において、支部主催又は建設コンサルタント協会等との共催により、公正取引委員会、公益財団法人建設業適正取引推進機構、公益財団法人公正取引協会等の協力を得て、研修を実施しました。

独占禁止法の遵守に関する研修の実施状況は、表－9のとおりです。

2 補償コンサルタント業務に関する広報活動

(1) 補償コンサルタントの業務領域の拡大等に関する啓発、宣伝等

補償コンサルタントの業務領域の拡大を図るため、「転換期における会員の活性化と協会の役割」に関する基本的事項（平成17年12月9日理事会決定）における「業務領域拡大のための具体策」に基づき、「社会資本整備を支える補償コンサルタント」、「新たな業務ニーズに応える総合補償士」を始めとする各種パンフレット等を活用して、受託業務領域の拡大、受託業務の増加等のために、起業者等に対し、補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝、要望等を実施しました。

また、起業者に対する補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝等の活動や行政機関等との意見交換等を通じて、業務領域等の拡大に努めました。新たに発注を希望する業務等の意向を把握しました。その業務別の意向は、表－10のとおりです。

表－9 独占禁止法の遵守に関する研修の実施状況

支 部	開催年月日	参加者数(人)
北海道	令和5年12月4日	48
東北	令和5年9月15日	89
(山形)	令和5年7月25日	98
関東		
(千葉)	令和5年10月24日(火)	30
(栃木)	令和5年11月1日(水)	37
(群馬)	令和5年11月20日(月)	35
(長野)	令和5年11月20日(月) ～12月1日(金)	60
(埼玉)	令和6年2月7日(水)	34
(茨城)	令和6年2月8日(木)	10
北陸		
(新潟)	令和5年12月4日	6
中部	令和5年11月13日	24
近畿	令和6年2月22日	47
中国	令和5年10月12日	20
四国		
(香川)	令和5年10月11日	15
(高知)	令和5年10月5日	27
(徳島)	令和5年10月3日	7
(愛媛)	令和5年10月2日	10
九州	令和5年6月21日	36
沖縄	令和6年2月15日	30
合 計		663

表-10 業務領域拡大に関する業務別の希望回答件数

(単位:件)

業務名	発注機関						計	
	国	都道府県	政令市	市	町村	その他		
①意向調査業務	0	1	0	0	0	0	1	
②生活再建調査業務	0	0	0	0	0	0	0	
③公共用地取得計画図書の作成業務	0	0	0	0	0	0	0	
④公共用地取得に関する工程管理業務	0	1	0	0	0	0	1	
⑤関係住民等に対する補償方針に関する説明業務	0	0	1	0	0	0	1	
⑥土地調査業務	2	6	2	8	1	0	19	
⑦用地調査等業務(土地調査以外の各種調査)	2	6	2	7	0	0	17	
⑧土地評価業務	2	0	0	0	0	0	2	
⑨建物移転工法検討業務	0	6	1	6	0	0	13	
⑩補償金額の算定業務	1	8	2	9	0	0	20	
⑪精度監理業務	0	3	0	0	0	0	3	
⑫再算定業務	0	2	2	1	1	0	6	
⑬補償に関する相談業務	0	0	0	0	0	0	0	
⑭用地関係資料作成整理等業務	1	0	0	0	0	0	1	
⑮補償説明業務	1	7	4	11	3	0	26	
⑯公共用地交渉業務	1	2	2	10	2	0	17	
⑰取得済用地管理業務	1	0	0	0	0	0	1	
⑱工損等の調査算定業務	2	10	5	15	1	0	33	
⑲工損の事後説明業務	0	1	4	9	1	0	15	
⑳未取得用地調査業務	0	0	0	0	0	0	0	
㉑事業認定申請図書等の作成業務	0	1	0	2	0	1	4	
㉒裁決申請図書等の作成業務	0	0	0	0	1	1	2	
㉓その他	用地アセスメント調査業務	0	0	0	1	0	0	1
	立竹木の取得補償検討業務	0	0	0	0	0	0	0
	⑭+⑮+⑰を兼ねる業務	0	0	0	0	0	0	0
	用地測量+土壌汚染調査	0	0	0	0	0	0	0
	用地補償総合技術業務	4	13	1	1	2	0	21
	代執行関係業務	0	0	0	0	0	0	0
	住宅防音工事の事務手続補助業務	0	0	0	0	0	0	0
	用地補償点検業務	1	2	0	3	0	0	6
	災害復旧支援補助業務(台風水害対応)	0	0	0	2	0	0	2
	用地関係点検等技術業務	2	2	2	2	0	0	8
	補償コンサルタント登録制度の活用	1	1	0	2	0	0	4
	権利者探索等調査業務	1	1	0	2	1	0	5
	固定資産家屋評価補助業務	0	0	0	2	1	0	3
	一筆の土地に多数の権利者が存する場合の処理業務	0	0	1	0	0	0	1
災害対応協定の締結	1	2	0	2	0	0	5	
計	23	75	29	95	14	2	238	

(2) パンフレット等による広報

補償コンサルタント業務、補償業務管理士等に関する啓発、宣伝等に資するため、本部で、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会」、「社会資本整備を支える補償コンサルタント」、「用地補償のエキスパート補償業務管理士」、「新たな業務ニーズに応える総合補償士」等のパンフレットを作成し、支部及び都府県部会において起業者等へ配布し、広報活動を実施しました。

また、令和5年度において新たに作成した「リクルート用パンフレット」を高等学校及び大学等367校へ送付し、人材確保に繋がる宣伝活動を実施しました。

(3) ホームページによる広報

補償コンサルタント、協会活動、会員、補償業務管理士研修及び検定試験等に関する情報、補償コンサルタントCPD等について、ホームページを通じて提供しました。

また、補償コンサルタントを紹介する各種パンフレット並びに小冊子（漫画）を本部ホームページに掲載し、広報活動に活かしました。

(4) 他機関発行の機関誌等を利用した広報

本部及び支部において、次のとおり業界専門紙等を利用し、補償コンサルタント業務に関し啓発、宣伝等を実施しました。

- ・月刊 用地ジャーナル 2回
- ・日刊 建設通信新聞 14回
- ・日刊 建設工業新聞 8回
- ・日刊 建通新聞 4回
- ・その他 27回

3 補償コンサルタント業務に関する調査、研究

(1) 補償コンサルタントの実態調査等

イ 補償コンサルタント経営実態（令和4年度分）の把握及び分析

「現況報告書」等に基づき、①企業属性関連、②財務関連の指標、③成長性等の比較分析、④構成比率分析、⑤趨勢分析、⑥完成業務原価構成比率等の分析を行い、経営基盤の確立等に資する基本資料を作成しました。

また、調査結果報告書を国土交通省に提出するとともに、経年推移等資料として活用しています。

ロ 補償コンサルタント業動態調査の実施

補償コンサルタント業の受注動向を迅速かつ的確に把握するため、会員100社の協力を得て「補償コンサルタント業動態調査」を実施し、その結果をホームページ及び機関誌「補償コンサルタント」に掲載するとともに、国土交通省にも提出し、補償コンサルタントの受注動向等の把握に努めてもらっています。

(2) 常任委員会等における調査、研究

後述の6の(1)に掲げるとおり、各常任委員会等において、当面する課題等についてそれぞれ調査、研究を実施しました。

4 補償業務に関する公共事業施行者等に対する連絡、協力

(1) 行政機関等との意見交換等

行政機関等との意見交換会は、双方から意見を出し合うことから、補償コンサルタント業界としての今後の方向性を見極める重要な場となっています。

補償コンサルタント業務の円滑な実施を図るため、協会全体を通じた共通の事項については本部が、支部及び都府県部会の独自の事項については支部及び都府県部会が、関係行政機関等とそれぞれ意見交換会を実施しました。

本部、各支部及び都府県部会の意見交換会の開催状況は、次のとおりです。

本部の開催回数 13回

支部及び都府県部会の開催回数 133回

支部（都府県部会を含む）別の開催状況は、表－11のとおりです。

表－11 支部及び都府県部会の開催回数

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
22	14	29	10	5	13	6	23	10	1	133

(2) 懸案事項等に関する要望活動

補償コンサルタント業務の運営の改善、補償コンサルタント業界の健全な発展を図るため、直面している懸案事項等について改善等を求めた令和5年度要望書を取りまとめ、国土交通省不動産・建設経済局を始めとする関係起業者等との意見交換等において要望しました。（資料参照）

(3) 関係行政機関等に対する協力

用地補償業務の発展等のため、協会が有している経験等を活かし、関係行政機関等が行う諸調査、研究、研修等の種々の活動に対して協力しました。

なお、会員所属社員等が研修講師を務めた主催者別の研修回数は、次のとおりです。

・地方整備局主催研修 2回

・地区用地対策連絡協議会主催研修 11回

・都道府県主催研修（県用対含む） 36回

- ・土地政策推進連携協議会主催講習会 8回
- ・その他 12回

(4) 所有者不明土地対策に関する協力

各支部において、全国10ブロックの「土地政策推進連携協議会」に参画し、協議会が主催する市町村等職員向けの講習会への講師派遣など、地方公共団体等が行う所有者不明土地を含む事業用地の取得又は使用に係る業務の円滑な遂行のための支援等に協力しました。

5 補償コンサルタント業務に関する機関誌、図書等の出版等

(1) 機関誌「補償コンサルタント」等の発行

広報活動の一環として、また、会員等に対する情報提供などを目的として、補償業務用資料、理事会・各委員会の活動状況、本部・支部の活動状況、行政機関の政策情報などを掲載した機関誌「補償コンサルタント」を年4回発行し、その都度、起業者等には2,400部、高等学校及び大学等には400部を配布しました。

また、同趣旨で支部及び都府県部会の活動状況や地域の行政機関の政策情報などを掲載した支部報及び都府県部会報等を年1回又は2回程度発行しました。

(2) 「補償コンサルタント要覧」の発行

協会の存在を示すパブリシティとして、また、補償コンサルタント業務の発注の際の便宜を図るため、令和5年度版「補償コンサルタント要覧」を作成し、会員及び起業者へ1,200部余りを配付しました。

(3) 用地補償業務に関する技術情報の提供等

会員が用地補償業務を実施する際に必要となる行政機関等からの技術情報等を会員等に提供するとともに、参考となる次の図書等をあつ旋しました。

用地補償実務六法、必携用地補償実務便覧2024年版、積算資料 等

6 その他本会の目的を達成するための事業の実施

(1) 常任委員会及び補償業務管理士試験委員会の活動

常任委員会において、調査、研究等を行いました。

常任委員会及び補償業務管理士試験委員会の主な活動状況（検討結果）は、次のとおりです。

イ 常任委員会

(イ) 総務委員会

- ①これからの人材確保・育成等の取組み

人材確保に向けた12の具体策について検討を行いました。その結果「事例発表会の実施（若手会・女子会の立ち上げ）」については、協会として統一的に実施するものではなく、支部・都県部会単位で開催の可能性も含めて広く意見を聴取し、現場のニーズに応じていくこととしました。

②国または地方公共団体の公共事業予算拡大に向けての活動

他業界の取り組み事例を挙げ検討を行いました。引き続き、予算拡大に向けてどのような事業を増やしていけるのか、また、規模の拡大が可能な事業があるのかを調査していくこととしました。

③魅力ある職業に向けた職場環境整備

働き方改革を推進するための施策の具体事例を調査しました。引き続き、起業者側に対応してもらうもの、社内整備等で対応していくものについて項目を幅広く調査していくこととしました。

(ロ) 企画・広報委員会

①令和5年度要望書の作成

令和5年度要望書を作成し各支部と共有を行いました。例年10月に行っていた国土交通省との意見交換会の時期を、国土交通省の財務省への概算要求時期を踏まえ、より効果を期待して、7月26日（水）に行い、要望書を提出しました。

また、各支部が各地方整備局等及び都道府県に要望している内容を集約し共有を図りました。

②所有者不明土地対策を契機とする受注機会の拡大の検討

土地政策推進連携協議会への積極的な参画を進めるとともに、これと連動して、市町村をはじめとする地方公共団体の用地取得支援を通じた受注機会の拡大を目指して、補償コンサルタントの認知度アップを図る取組として、「補償コンサルタントの役割と活用メリット」について検討を行いました。

③広報のあり方等の検討

具体的な広報媒体等を含む広報全体のあり方について、以下の作業と検討を行いました。

- 1) 会員の会社が、従業員の採用活動等を行うためのサポート用資料として「補償コンサルタントのリクルート用パンフレット」を作成しました。各会員は本パンフレットを協会HPより電子データをダウンロードして作成することが可能であり、自社情報をパンフレットに掲載し、独自の採用活動等に役立てることができることから全会員へ一斉メール送信並びに機関誌（1月号）への掲載により周知を行いました。

また、大学・専門学校等へは生徒が就職を希望する地域の会社を検索できるよう、各支部HPの会員情報ページのQRコードを掲載したパンフレットを別途印刷し各校及び各支部に配布しました。

- 2) シリーズ5冊目となる広報用漫画「補償コンサルタント（補償関連部門及び総合補償部門）」の作成に向けて具体的な検討を進めました。

(ハ) 研修委員会

①新たな研修方法等の検討

補償コンサルタント従事者の資質の向上を図るとともにCPDのより円滑な運用のために、eラーニングの運用を引き続き進めました。また、DVD研修に関しては「非木造建物の調査算定の実務」について、関東支部で作成した基礎テキストに基づき、ワーキンググループにおいて説明用パワーポイントの作成を進めました。

②協会で実施する研修のあり方の検討

各支部、都県部会における研修の問題点等について対応方針の検討を進めました。

また、本部においてオンデマンド方式によるWeb研修を実施するとともに、各支部においても、状況を共有のうえ、実情に応じてWebと集合での効果等も踏まえての充実を図りました。

さらに、各支部における効果的な研修開催のため、各支部が保有する研修資料の共有データを更新しました。

(二) 補償業務委員会

①用地業務の合理化・迅速化（DXを含め）への対応に関する検討

国土交通省において用地業務の合理化・迅速化の一環として進められている「建物の調査算定方法の合理化に係る検討」での検討課程で国土交通省からの要望を受けて、本部・支部補償業務委員を対象に意見交換会が行われ、補償業務委員会の意見も反映された形で、「建物移転料算定要領等の改正」（中央用対理事会）がされて、令和6年4月より運用開始となりました。

また、協会HP「会員へのお知らせ」に動画による会員向けの改正内容資料を作成し説明を行いました。

②営業補償の調査算定方法の検討

営業補償の調査算定方法に関して

- 1) 現行の得意先喪失補償に係る売上減少率表の業種では対応できない、最近営業補償を行った業種の事例について国土交通省に情報共有を行い、売上減少率の見直しについての要望を行いました。
- 2) 本店、支店の収益及び経費区分の取扱いについて、対応事例を協会HPに掲載し、会員に共有を行いました。
- 3) インターネットに関係する業態の取扱い及び移転広告費の算定については、補償実務上の実態、課題について検討をした結果、統一した検討に至らなかったことから、委員会内での共有にとどめることとしました。

③固定資産家屋評価補助業務受託に係る情報の収集、共有化等について（固定資産家屋評価補助業務受託分科会）

- 1) 固定資産家屋評価補助業務受託に係る情報の収集、意見集約、共有化等を行いました。
- 2) 受注拡大のための方策として、会員が固定資産家屋評価補助業務の内容等を習得するための方策について検討しました。
- 3) 償却資産の評価に係る業務受注について検討を行いました。

ロ 補償業務管理士試験委員会

補償業務管理士研修及び試験実施要領、試験問題出題基準及び試験問題の作成並びに合否判定基準の決定及び合否の判定を実施しました。

また、試験問題作成専門委員会は、試験問題出題方針及び試験問題案を作成しました。

(2) 理事会等の開催状況

令和5年度の事業を執行するために、理事会等を次のとおり開催しました。

・理事会	6回
・常任委員会	
総務委員会	3回
企画・広報委員会	3回
研修委員会	3回
補償業務委員会	4回
固定資産家屋評価補助業務受託分科会	2回
・補償業務管理士試験委員会	5回
〃 試験問題作成専門委員会	3回

(3) 登録更新申請手続等の支援等

会員が行う「補償コンサルタント登録規程」に基づく登録更新等の各種手続きが円滑に行えるよう、次のとおり支援等を実施しました。

イ 登録申請等の事前チェック

「登録申請事務の事前チェック」を活用して、会員の申請等の手続や提出書類に遺漏や記載誤りがないか迅速にチェックしました。

ロ 申請書類作成円滑化のための情報提供

(イ) 改訂版ガイドブックの送付

登録申請書類作成の円滑化を図るため「補償コンサルタント登録申請のためのガイドブック」の見直しを行い、改訂版を会員へ配布しました。

(ロ) 事前通知と留意事項の送付

現況報告書及び更新登録申請書の提出期限を迎える会員へ、事前の通知文と書類作成上における留意事項をとりまとめた文書を送付しました。

(ハ) 登録申請等書式のホームページからのダウンロード

協会のホームページより引き続きダウンロードして使用できるようにしました。

ハ 登録申請等の処理件数

令和5年度に処理した登録等の件数は、次のとおりです。

更新登録申請書件数	495件
登録追加申請書件数	74件
変更届出書件数	854件
現況報告書件数	987件

(4) 受託事業

発注者の要請等を受けて、次のとおりリニア中央新幹線の用地取得等に伴う物件

調査等業務及び北海道新幹線札幌駅付近工事に伴う補償調査を受託しました。

- ・リニア中央新幹線の用地取得等に伴う物件調査等業務
 - ＊物件調査・補償金算定業務（関東支部・中部支部）
- ・北海道新幹線札幌駅付近工事に伴う補償調査業務
 - ＊物件調査等業務（北海道支部）

(5) ソフト開発

補償業務の効率化、利便性を図り、成果品の統一化、成果品の品質の確保に資するため、補償積算システムを保有する支部において、補償積算システムの変更に伴うソフトを会員に提供しました。

(6) 標準書貸与

各支部が各地区の用地対策連絡協議会等から「損失補償算定標準書」の貸与を受け、受注者が業務を円滑に実施することができるようCD又は印刷物にし、希望する会員等に貸与しました。

7 会員の状況

令和6年3月31日現在の正会員は1,050会員、賛助会員は4会員となっています。

また、令和5年度に入会した正会員は、3会員となっています。

令和 5 年 度

補償コンサルタント業に関する要望

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

補償コンサルタントの育成強化につきましては、平素から格別のご指導、ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございます。

当協会は、公共事業推進の一翼を担う責務の重大性を認識し、会員の資質の向上、綱紀の保持、的確・公正な成果物の作成に努めてきたところです。今後とも、会員一同さらに研鑽を積んで、発注者の期待と信頼に応えていきたいと存じます。

つきましては、中小・零細企業が大半を占める補償コンサルタント業界の健全な発展に特段のご配慮をいただきたく、以下の事項につきまして要望いたします。

令和5年7月

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

会 長 清 水 郁 夫

1. 人材の確保と業務の環境の改善

(1) 企業の健全な発展と技術者の処遇改善

補償コンサルタント業界は公共事業依存度が極めて高く、会員企業の多くが中小・零細企業であり、その経営基盤は脆弱です。近年の経営環境の悪化、少子化による就労者の減少、職場として建設業界を敬遠する傾向などの課題に対応するためには、業務量を確保し、給与の引き上げ、作業効率の向上、長時間労働の是正により、女性も活躍できる魅力ある職場環境を構築することが不可欠です。

また、将来を見据えた若手技術者・女性技術者の確保・育成は業界の存続に係わる大きな課題であり、また、円滑な用地取得については社会資本整備の推進のための重要な要素となっています。

① 補償コンサルタントの業務量の拡大

人材の確保・育成と処遇改善には継続的な業務量の確保による経営の安定が最も重要な要素であり、これは、官民挙げて取り組むべき課題です。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対応も踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進と更なる拡充をはじめ、安定的な公共事業予算の確保・増額による補償コンサルタントの業務量の拡大をお願いします。

② 地域コンサルタントの活用の拡大

災害の発生頻度が高まり、また、社会資本の老朽化が進む中で、地域コンサルタントが存続できなくなると、災害対応や地域の社会資本の維持・向上に重大な支障を来すおそれがあります。

このため、業務発注での業務拠点や地域精通度など地域コンサルタントの受注の優位性を保ち、将来にわたって地域を支える企業を存続させ育成していく対応の更なる推進をお願いします。

③ 発注歩掛の継続的見直し

発注歩掛については、国土交通省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態を調査し、順次業務歩掛の改訂が行われているところです。

今後とも継続的な業務歩掛の改訂をお願いします。

④ 技術者単価等の引き上げ

これまでの公共事業の減少や受注競争の激化で弱体化した企業体質から脱却し、経営環境の一層の改善を図る必要があります。また、令和4年度から「賃上げを実施する企業に対する加点措置」が実施されていることも踏まえ、技術者の賃金水準の向上のために、平成25年度以降改善されつつあります技術者単価の更なる引き上げをお願いします。

また、品質の低下を招く過度な価格競争を防ぎ、経営環境の安定を図るためにも、低入札価格調査基準の設定範囲において工事と業務で10ポイント以上の開きがある現状を踏まえ、設定範囲の引上げをお願いしますとともに、少なくとも平成29年度以降、補償コンサルタント業務のみが据え置きとなっております低入札価格調査基準における一般管理費等の算入率の引き上げをお願いします。

⑤ 担い手の確保・育成

平成10年度をピークとして公共事業が激減し、これに伴い補償コンサルタント業務も大きく減少したため、会員各社では新たな技術者の採用を手控えざるを得ない状況が長く続きました。このため補償業務管理士を含めた補償業務管理者の高齢化への対処が大きな課題となっています。

また、発注者においても、特に市町村では用地補償を専任で行う部署がないことなどから用地業務の負担が増加していると聞いています。

これらのことから、国土交通省をはじめとする発注者と当協会が連携して今後の補償業務のあり方を考える中で、将来にわたる補償コンサルタント業の健全な発展のために、補償業務管理者の担い手となる若手技術者及び女性技術者の確保・育成に対するご理解と積極的な支援をお願いしており、その課題を共有していただいているところです。

これらの取り組みについて、引き続き当協会と共に推進していただきますようお願いいたします。

(2) 業務環境の改善

残業時間縮減や子育て支援等は社会の要請であり、業務環境の改善は人材確保のために不可欠となっています。補償コンサルタント業務に従事する者が向上心を維持し、高い倫理観をもって働くことのできる業務環境は、高品質な成果物の提供につながります。

さらに、今後、新型コロナウイルスと併存していかなければならないという状況においても業務を着実に進めるための配慮も必要です。

① 発注手続きにおける補償業務管理士の評価の拡大

補償業務管理士は、日々専門的技術の研鑽に努め、より高い品質の成果物の提供を目指しております。発注に際しての有資格者の高評価は、業務に対する意欲を高揚し、技術者の定着と若手技術者の入職の動機づけに寄与することになります。

発注手続きにおける補償業務管理士に係る企業評価、技術者評価の拡大をお願いします。

② 適正工期の設定、納期の平準化等

一部に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くとともに、長時間労働など業務環境の悪化を招いています。

これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに国債・翌債の活用により、適正工期の設定と納期の平準化をお願いします。

また、新型コロナウイルスとの併存ということからも、業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り WEB を活用されるとともに、地権者対応等において思わぬ工程計画上の支障等が生じた場合においては、工期延長等の弾力的な対応をお願いします。

2. 品質の確保・向上

(1) 用地業務の合理化・迅速化等に係る対応

現在、建物の調査算定方法の見直しをはじめ、リモート境界立会など用地業務の合理化・迅速化に向けた検討や試行が進められているものと承知しております。これらに係る業務仕様書の改訂等の検討が進められるに際しては、所要機材の調達費用や業務量の的確な歩掛への反映など当協会の会員の多くが中小・零細企業である実状を斟酌いただくとともに、適時の情報の提供をお願いします。

また、電子納品、その他 ICT を活用した調査等を進められるにあたっては、業務内容に応じた業務仕様の改訂等をお願いします。

(2) 施工能力、技術力の適正な評価

価格競争のみによる発注は、低価格入札など品質低下の要因となります。企業の施工能力、技術者の技術力を適正に評価することができる発注方式の採用をお願いします。

(3) 補償コンサルタントCPDの活用

近年、国土交通省地方整備局等の発注業務の一部で、入札における技術者評価に際し、CPD協議会が発行する学習履歴証明書による年間取得実績（CPDポイント）を評価項目に加える事例が増加しており、地方公共団体へも拡大する傾向にあります。

業務に従事する技術者の更なる能力向上と活性化のために、補償コンサルタントCPDを評価項目とするようお願いします。

3. 協会会員の一層の活用について

当協会は、「倫理綱領」を定め、機会があるごとに、資質の向上と品位の保持、公正の維持、守秘義務等について会員に周知しています。

具体的には、本部、支部及び都府県部会が地域の要請に応じて種々の研修を実施し、発注者の信頼と期待に応えるように補償業務に関する知識・技能の研鑽に努めています。

また、各地区用地対策連絡（協議）会等のご支援をいただきながら各種の補償実務研修などを実施するとともに、補償基準関係規程等の改正時には会員に最新の補償関係情報を提供しています。

平成28年度からは補償コンサルタントCPD制度を導入し、技術力と資質の維持・向上を図っています。

さらに、平成30年度からは、土地政策推進連携協議会における協力団体の一員として、地方整備局等の行政機関等と連携をとりながら、市町村に対する支援を進めているところです。今後も、協議会の活動に積極的に対応する所存です。

今後とも、当協会及び会員を一層活用いただきますよう、よろしく申し上げます。

倫理綱領

(昭和55年 第4回通常総会決議)

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

1. 資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 公正の維持

会員は、補償コンサルタントの公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

3. 守秘義務

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

4. 不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

5. 相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

6. 法律等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接であると間接であることを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。